

別紙 1

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費 I

居宅介護支援 (i)	介護支援専門員1人あたりの取扱件数が	要介護1・2	1086単位
	45未満である場合又は45以上である場合 において、45未満の部分	要介護3・4・5	1411単位

特定事業所加算

特定事業所加算 (III)	厚生労働大臣が定める基準の具体的な運用方針 に適合する場合につき、1月につき次に 掲げる所定単位数を加算する	323単位
------------------	--	-------

介護職員等処遇改善加算

ケアプランデータ連携システムを利用している又は実績報告書 の提出までに利用する見込みがあること	1月の総利用 単位数の2.1%
--	--------------------

加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300単位
入院時情報連携加算 (I)	病院又は診療所への入院当日中に、当該病院 又は診療所の職員に対して必要な情報提供を 行った場合	250単位
入院時情報連携加算 (II)	病院又は診療所に入院してから3日以内に、 当該病院又は診療所の職員に対して必要な 情報提供を行った場合	200単位
通院時情報連携加算	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける 際に同席し、医師または歯科医師等に利用者 の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供 を行い、医師または歯科医師等から利用者 に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅 サービス計画書等に記録した場合 * 1月につき1回限り次に掲げる所定単位数 を加算する	50単位